教職員各位

学 長附属病院長

新型コロナウィルス感染症に係る「感染を防ぎながら日常を 送るため」の行動について

新型コロナウイルス感染症の府内の病床使用率や重症者の割合は低い状況が 続いているものの、新規陽性者数は依然として高い水準で推移している。

このような状況の中、感染拡大に注意しながら社会経済活動を進めていくため、京都府においては今後の対策として別添のとおり「感染を防ぎながら日常を送るため」が定められたところである。

教職員各位におかれても、引き続き「自分が感染しない」「ほかの人に感染させない」「感染を拡げない」の意識を持ち、下記の取組を徹底願いたい。

記

1 会食等について

- ○本学・本院については医育・医療機関であることに鑑み、令和4年3月22日通知のとおり、引き続き会食時間は2時間で同一テーブル4人までを目安とすること。また、会食する者同士が感染が懸念されるような健康状態ではないことを確認すること。
- ○飲食を伴う行事の主催は禁止すること。
- ○路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わ ないこと。

2 マスクの着用について

○京都府の「感染を防ぎながら日常を送るため」においては、「屋外でも 身体的距離が確保できず、会話を行う場合はマスクを着用すること。な お、屋内でも身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、 着用の必要はないこと。」と示されているが、本学・本院については医 育・医療機関であることに鑑み、状況に応じ各自で適切に判断すること。

3 その他

- ○職場での密を回避するため、職員同士の距離を確保するとともに、換気 の励行や複数人が触る箇所を定期的に消毒すること。
- ○新型コロナウィルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに保健管理センター(075-251-5080)に電話すること。
- ○新型コロナワクチン4回目接種については、各市町村から接種券が順次 発送されているところであるが、対象となる教職員については重症化を 防ぐ意味でも早めの接種を勧奨する。

問い合せ先 総務課給与厚生係(内 5110)